



2025年3月27日

各 位

会 社 名 東都水産株式会社
代表者名 代表取締役社長 久我 勝二
(コード番号 8038 東証スタンダード)
問合せ先 取締役総務部門担当 細野 雅夫
(TEL 03-6633-1003)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年5月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年4月11日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2025年4月11日（金曜日）
- (2) 公告日 2025年3月27日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.tohsui.co.jp/ir/notice/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が、2025年2月4日付で公表した「合同会社麻生東水ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募に関する中立の意見表明に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、合同会社麻生東水ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）が2025年2月5日から2025年3月21日を公開買付期間として実施してございました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けの結果、2025年3月22日付公表の「合同会社麻生東水ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、公開買付者が所有する当社株式に係る議決権の合計数が当社の総株主の議決権の90%未満で、かつ、基準株式数（注）に係る議決権数（39,782個）の3分の2となる数（26,522個、小数点以下を切り上げ）に当社における直近3事業年度に係る定時株主総会の議決権行使率の最高値89.57%を乗じた数（23,756個、小数点以下を切り上げ）以上となったため、公開買付者の要請により、当社の株主を公開買付者のみとするため、当社は、本臨時株主総会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」とい

ます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等を含む議案を付議する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会における上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

(注)「基準株式数」とは、当社が2024年11月12日付で提出した「第77期半期報告書(以下「第77期半期報告書」といいます。)に記載された2024年9月30日現在の当社の発行済株式総数(4,026,000株)から、第77期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の当社が所有する自己株式数(47,706株。なお、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」及び業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(B B T)」の信託財産として抛出している株式数(53,100株)は、自己株式数に含まれておりません。)を控除した株式数(3,978,294株)をいいます。

以上